

神戸女子大学学則(案)

第1章 目的

第1条 本学は教育基本法及び学校教育法による大学教育を施し、もって清純高潔にして有能な女子を育成することを目的とする。

2 教育と学術研究の成果を通じて、世界の平和と人類の福祉及び地域社会に貢献する。

3 本学の設置する学部、学科又は課程における人材の育成に関する目的その他教育研究の目的については別に定める。

第1条の2 本学の教育研究水準の向上をはかり、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

第2章 学部、学科、収容定員及び修業年限

第2条 本学において設置する学部、学科及びその収容定員は次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
文学部		385名		1,540名
	日本語日本文学科	60名		240名
	英語英米文学科	60名		240名
	国際教養学科	40名		160名
	史学科	60名		240名
	教育学科	165名		660名
健康福祉学部		160名		640名
	社会福祉学科	80名		320名
	健康スポーツ栄養学科	80名		320名
家政学部		230名	10名	940名
	家政学科	80名		320名
	管理栄養士養成課程	150名	10名	620名
看護学部		90名		360名
	看護学科	90名		360名

2 本学の健康福祉学部社会福祉学科に、介護福祉士養成課程を置く。この養成課程の履修細則は、別に定める。

3 本学の文学部教育学科に、保育士養成課程を置く。この養成課程の履修細則は、別に定める。

4 本学の家政学部管理栄養士養成課程に、食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成課程を置く。この養成課程の履修細則は、別に定める。

第3条 本学の修業年限は4年とする。

2 学生は8年を超えて在学することはできない。

3 第9条及び第10条の規定により編入学及び再入学を許可された者の修業年限及び在学年数については、別に定める。

第3条の2 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する規則は別に定める。

第3条の3 本学に専攻科を置く。

2 専攻科に関する規程は、別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

第4条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から原則として同年9月30日まで

後期 原則として10月1日から翌年3月31日まで

第5条の2 授業を行う期間は、試験等の期間を含め、年間35週にわたることを原則とする。

第6条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (2) 日曜日及び土曜日
 - (3) 本学創立記念日 11月11日
 - (4) 春季、夏季及び冬季休業日に関しては、別に定める本学の学年暦による。
- 2 必要がある場合、前項の休業日を変更し、授業を行うことがある。
 - 3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学、編入学、再入学、転学部・転学科、休学、退学及び除籍

第7条 入学の時期は学年の初めとする。

第8条 本学に入学できる者は、女子に限り、次の各号の何れかに該当し、本学の入学者選考に合格した者とする。

- (1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者又は大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者
- (7) その他大学において相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第9条 本学に編入学を志願する者がある場合は、欠員のある場合に限り選考を行い、相当年次に編入学を許可することができる。

第9条の2 本学に在学する者で、他の学部・転学部・転学科を願い出る者がある時、又は当該学部内の他の学科に転学科を願い出る者がある時は、選考の上、これを許可することができる。

2 転学部及び転学科の取扱いについては、別に定める規則によるものとする。

第10条 本学を中途退学した者、又は除籍された者で、再び同一の学部、学科に入学を志願する者がある時は、第8条の規定にかかわらず、選考の上相当年次に再入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学を許可された者の、既に修得した科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年次については、学長が決定する。

第11条 入学志願者は、所定の入学願書に要項を記入し、出身学校長の作成した最終年次の調査書と入学検定料を添えて提出しなければならない。

第12条 入学を許可された者は、誓約書、宣誓書、保証書と入学金その他学納金を添えて所定の期限内に納入しなければならない。

第13条 保証人は父母又はこれに準ずる者でなければならない。

第14条 学生並びに保証人が住所、氏名を変更し、又はその資格を喪失した場合は、その事由を書いて届出なければならない。

第15条 疾病その他やむを得ない事情により休学しようとする者は、所定の手続きにより学長に願い出て、許可を受けなければならない。

2 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

- 第16条 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。
- 2 休学の期間は、第3条第2項の在学年数に算入しない。
 - 3 休学に関するその他の事項は、別に定める。
- 第17条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。
- 2 復学に関するその他の事項は、別に定める。
- 第18条 退学しようとする者は、所定の手続きにより願い出て学長の許可を受けなければならない。
- 2 退学に関するその他の事項は、別に定める。
- 第19条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。なお、除籍に関するその他の事項は別に定める。
- (1) 第3条第2項に定める在学年を超えた者
 - (2) 第16条第1項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
 - (3) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
 - (4) 長期間にわたり行方不明の者

第5章 教育課程及び履修方法

- 第20条 授業科目を分けて全学共通教養科目及び専門科目とする。
- 2 授業科目の種類、単位数等は別記のとおりとする。
 - 3 別記に掲げる科目のほか、臨時に授業科目を開設することがある。この科目の種類、取扱い、単位数等は開設の時に定める。
- 第21条 前条に定めるもののほか、教職に関する科目及び学芸員等に関する科目を置く。
- 2 授業科目の種類、単位数等は別記のとおりとする。
- 第22条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、演習については、教育上必要があると認める場合には、30時間の授業をもって1単位とすることができる。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育上必要があると認める場合には、45時間の授業をもって1単位とすることができる。
 - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
- 第22条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 2 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
 - 3 本学は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
 - 4 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
- 第23条 学生は、毎学年度の初めに開講表によって、履修しようとする授業科目を学長に届出なければならない。
- 第24条 他学部の科目を履修しようとする者は、所属学部長を経てその学部長の許可を受けなければならない。

- 第25条 教育上有益と認めるときは、他の大学(外国の大学を含む。)との協定に基づき、学生に当該大学の授業科目を履修させることがある。
- 第25条の2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目について修得したものとみなすことができる。
- 第25条の3 教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより、単位を与えることができる。
- 第25条の4 第25条から前条までの規定により履修した授業科目について修得した単位は、合わせて60単位を超えない範囲内で本学において修得したものとみなすことができる。
- 第25条の5 編入学を許可された者が、本学に入学する前に他の大学又は短期大学において履修した単位は、教育上有益と認めるときは、一定の範囲で、本学の当該学科・当該課程において修得したものとみなすことができる。
- 第25条の6 転学部・転学科で入学を許可された者の既修得単位は、教育上有益と認めるときは、一定の範囲で、当該学科・当該課程において修得したものとみなすことができる。
- 第25条の7 編入学を許可された者の単位認定については、別に定める「編入学に関する単位認定等取扱い規程」によるものとする。
- 第26条 単位修得の認定は筆記試験、レポート試験、実験・実習、課題・作品提出、受講態度等担当教員が授業計画書(シラバス)に示した方法により総合的に行って評価した最終評価による。
- 第27条 (削除)
- 第28条 授業科目を履修しその最終評価に合格した者には、所定の単位を与える。
- 第29条 成績評価は100点を最高とし、60点以上を合格とする。評価は秀、優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。

第6章 卒 業 等

- 第30条 本学を卒業するためには、第3条に規定する修業年限以上在学し、124単位以上を修得しなければならない。
- 第31条 本学に第3条に規定する修業年限以上在学し、所定の単位数を修得した者には、学長が卒業を認定する。
- 2 学長は、卒業を認定した者に対して学位記を授与する。
- 第32条 前条による卒業者に、学士の学位を授与する。
- 2 前項の学士の学位に付与する専攻分野の名称については、学位規程の定めるところによる。
- 第33条 本学において取得することができる資格及び免許状の種類は次のとおりとする。

文 学 部

日本語日本文学科	中学校教諭一種免許状(国語) 高等学校教諭一種免許状(国語) 司書 学校図書館司書教諭
英語英米文学科	中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(英語) 司書 学校図書館司書教諭
国際教養学科	中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(英語) 中学校教諭一種免許状(社会) 司書 学校図書館司書教諭 国際ボランティア実務士
史 学 科	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(地理歴史) 学芸員 司書 学校図書館司書教諭

教育学科	小学校教諭一種免許状 幼稚園教諭一種免許状 保育士 レクリエーション・インストラクター 司書 学校図書館司書教諭
健康福祉学部 社会福祉学科	社会福祉士受験資格 社会福祉主事任用資格等 精神保健福祉士受験資格 介護福祉士受験資格
健康スポーツ栄養学科	栄養士 栄養教諭二種免許状 フードスペシャリスト受験資格
家政学部 家政学科	中学校教諭一種免許状（家庭） 高等学校教諭一種免許状（家庭） 司書 学校図書館司書教諭
管理栄養士養成課程	中学校教諭一種免許状（家庭） 高等学校教諭一種免許状（家庭） 栄養教諭一種免許状 栄養士、管理栄養士受験資格、食品衛生管理者任用資格（編入学生を除く） 食品衛生監視員任用資格（編入学生を除く） フードスペシャリスト受験資格
看護学部 看護学科	養護教諭一種免許状 看護師国家試験受験資格 保健師国家試験受験資格 助産師国家試験受験資格 受胎調節実地指導員資格

- 2 前項に定める社会福祉士受験資格取得にかかる履修細則は別に定める。
- 3 第1項に定める精神保健福祉士受験資格取得にかかる履修細則は別に定める。
- 4 第1項に定める保健師国家試験受験資格取得にかかる履修細則は別に定める。
- 5 第1項に定める助産師国家試験受験資格取得にかかる履修細則は別に定める。

第7章 入学検定料及び学納金

第34条 入学検定料は、30,000円とする。ただし、大学入試センター試験を利用する場合の入学検定料は15,000円とする。また、一般入試前期と大学入試センター試験利用入試（前期）、並びに一般入試後期と大学入試センター試験利用入試（後期）を同時に出願する場合の大学入試センター試験利用入試に係る入学検定料は無料とする。

第34条の2 学納金は、入学金、授業料、教育・施設充実費、実習費とし、別表1に定める額とする。ただし、

- (1) 本学、神戸女子短期大学、神戸女子大学瀬戸短期大学を卒業後、他学科、課程に入学する者の入学金は半額とする。
- (2) 本学を中途退学した者、又は除籍された者が再び本学に入学する場合の入学金は、修業年限が2年以下となる場合に限り半額とする。
- (3) 学長が特に必要と認めた場合は、学納金を減額又は免除することができる。

第35条 授業料及び教育・施設充実費（以下「授業料等」という。）は、前・後期に分けて所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 実習費は、実習時期に応じて納入するものとする。

第36条 学期の途中で退学した者の当該学期分の授業料等は徴収する。

- 2 停学期間中の授業料等は徴収する。
- 第37条 休学を許可され、または命じられた者については、休学した月から復学した月の前月までの授業料等を4分の3免除する。
- 第38条 学期の中途において復学した者は、復学した月から当該学期末までの授業料等を復学した月に納入しなければならない。
- 第38条の2 編入学又は再入学した者の授業料等については、編入又は再入学した当該学年の授業料等の額とする。
- 2 神戸女子短期大学から編入学した者の入学金については、編入した当該学年の額を適用し、これを半額免除する。
- 第39条 納入した入学検定料、入学金、授業料等は、一切返還しない。

第8章 教 職 員 組 織

- 第40条 本学に学長、学部長、教授、准教授、助教、助手、事務職員を置く。
- 2 本学に前項のほか、副学長、講師、技術職員及びその他必要な職員を置くことができる。

第9章 教 授 会

- 第41条 本学に全学教授会及び学部教授会を置く。
- 第42条 全学教授会は、学長、副学長、教授、准教授、助教、講師をもって組織する。
- 2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて職員の出席を求めることがある。
- 3 全学教授会は、教育研究に関することについて、学長の求めに応じ、意見を述べるものとする。
- 4 全学教授会は、学長が必要と認めるとき、これを招集する。
- 5 全学教授会に関する規程は、別に定める。
- 第43条 学部教授会は、学部長、教授、准教授、助教、講師をもって組織する。
- 2 学部教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学部教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 3 学部教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する次に掲げる事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- (1) 授業に関する事項
- (2) 学生の褒賞に関する事項
- (3) 学生の試験に関する事項
- (4) 学生の厚生・補導に関する事項
- (5) 科目等履修生、聴講生、研究生、単位互換生及び外国人留学生に関する事項
- (6) 諸規程の制定及び改廃に関する事項
- (7) その他の教育・研究に関する重要な事項
- 4 学部教授会に関する規程は別に定める。
- 第44条 削除

第10章 科目等履修生、聴講生、研究生、単位互換生及び外国人留学生

- 第45条 本学に科目等履修生制度を設ける。
- 第45条の2 本学に研究生制度を設ける。
- 2 研究生の取扱いについては別に定める規程によるものとする。
- 第45条の3 本学に単位互換生制度を設ける。

- 2 単位互換生の取扱いについては別に定める規程によるものとする。
- 第46条 本学の授業科目の履修を希望する者は、本学の入学資格（本則第8条）に基づいて選考し、本学の授業にさしつかえのない範囲においてこれを許可する。
- 第47条 科目等履修生を志願する者は、本学所定の願書に要項を記入の上、履修検定料を添え願書を提出して学長の許可を得なければならない。
- 2 前項により履修を許可された者は、履修科目について別に定める授業料を納入しなければならない。
- 第48条 科目等履修生として許可した者には科目等履修生証を交付する。
- 第49条 科目等履修生に関するその他の規程は別に定める。
- 第49条の2 本学の授業科目の聴講を願い出る者がある時は、これを聴講生として許可することができる。
- 2 その他の聴講生に関する事項は、科目等履修生規程に準ずる。ただし、授業料は、科目等履修生の2分の1とする。
- 第50条 次の各号の一に該当する場合は、履修許可を取り消すことがある。
- (1) 正当な理由なくして出欠常なき場合
- (2) 他の学生に迷惑を及ぼす場合
- 第51条 科目等履修生に対し、試験の上単位を与えることができる。
- 第52条 科目等履修生に関するその他の事項は本則を準用する。
- 第53条 本学に委託生及び外国人留学生制度を置く。
- 2 外国人留学生に関する規程は別に定める。

第11章 図 書 館

- 第54条 本学に図書館を置く。
- 2 図書館に関する規則は別に定める。

第12章 厚 生 施 設

- 第55条 本学に学生寮及び保健室を置く。
- 2 学生寮及び保健室の規程は別に定める。

第13章 賞 罰

- 第56条 人物、学業ともに優秀であって、技術卓越な者は、これを褒賞することがある。
- 第57条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する言動がある者に対しては、学長がこれを懲戒する。
- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
- (1) 学業劣等若しくは疾病により成業の見込みがないと認められた者
- (2) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
- (3) 正当な理由なく出欠席が定まらない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 懲戒に関するその他の事項は、別に定める。

附 則
この学則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

第1条 この学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、第33条中史学科の高等学校教諭一種免許状（地理歴史）、高等学校教諭一種免許状（公民）の取得については平成2年度入学生から適用する。

(期限付入学定員)

第2条 この学則の施行日から平成12年3月31日までの9年間の各学部各学科の定員については、第2条に定める定員にかかわらず、次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員
文 学 部		500名
	文 学 科	200名
	(国文学専攻)	(100名)
	(英文学専攻)	(100名)
	史 学 科	100名
家 政 学 部	教 育 学 科	200名
		200名
	家 政 学 科	120名
	管理栄養士養成課程	80名

附 則
(施行期日)

第1条 この学則は、平成3年9月19日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則
この学則は、平成4年5月14日から施行する。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年5月12日から施行し、平成7年度入学生から適用する。

(授業料の改訂)

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この学則は平成8年4月1日から施行する。

(期限付入学定員)

第2条 附則18第2条に定める表中、文学部「500名」とあるのを「450名」に、「教育学科200名」を「150名」に改める。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第34条の2の規定は、平成10年度入学生から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

(期限付入学定員)

第2条 この学則の施行日から平成17年3月31日までの5年間の各学部各学科の入学定員については、第2条に定める入学定員にかかわらず、次のとおりとする。

学 部	学 科	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
文学部		573名	561名	549名	537名	525名
	文 学 科	180名	175名	170名	165名	160名
	(国文学専攻)	(88名)	(86名)	(84名)	(82名)	(80名)
	(英文学専攻)	(92名)	(89名)	(86名)	(83名)	(80名)
	史 学 科	88名	86名	84名	82名	80名
	教 育 学 科	185名	180名	175名	170名	165名
社 会 福 祉 学 科	120名	120名	120名	120名	120名	
家政学部		244名	238名	232名	226名	220名
	家 政 学 科	144名	138名	132名	126名	120名
	管理栄養士養成課程	100名	100名	100名	100名	100名

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

第2条 この学則の施行日から平成20年3月31日までの4年間の各学部学科の収容定員については、第2条に定める収容定員にかかわらず、次のとおりとする。

学 部	学 科	16年度	17年度	18年度	19年度
文学部	文学科	2,100名	2,100名	2,100名	2,100名
	(国文学専攻)	640名	640名	640名	640名
	(英文学専攻)	(320名)	(320名)	(320名)	(320名)
	史学科	(320名)	(320名)	(320名)	(320名)
	教育学科	320名	320名	320名	320名
	社会福祉学科	660名	660名	660名	660名
家政学部	家政学科	480名	480名	480名	480名
	管理栄養士養成課程	880名	880名	900名	920名
		440名	400名	360名	320名
		440名	480名	540名	600名

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

第2条 この学則の施行日から平成22年3月31日までの4年間の各学部学科の収容定員については、第2条に定める収容定員にかかわらず、次のとおりとする。

学 部	学 科	18年度	19年度	20年度	21年度
文学部	文学科	1,940名	1,780名	1,620名	1,460名
	(国文学専攻)	480名	320名	160名	0名
	(英文学専攻)	(240名)	(160名)	(80名)	(0名)
	(英文学専攻)	(240名)	(160名)	(80名)	(0名)
	日本語日本文学科	60名	120名	180名	240名
	英語英米文学科	40名	80名	120名	160名
	神戸国際教養学科	40名	80名	120名	160名
	史学科	300名	280名	260名	240名
	教育学科	660名	660名	660名	660名
	社会福祉学科	360名	240名	120名	0名
健康福祉学部	健康福祉学科	160名	320名	480名	640名
		160名	320名	480名	640名
家政学部	家政学科	900名	920名	920名	920名
	管理栄養士養成課程	360名	320名	320名	320名
		540名	600名	600名	600名

以下の履修細則はこの学則の施行日から平成22年3月31日までの4年間は、次のとおりとする。

2 本学の健康福祉学部健康福祉学科に、健康・介護福祉コースを置き、介護福祉士養成課程とする。この養成課程の履修細則は、別に定める。

3 本学の健康福祉学部健康福祉学科に、子ども家庭福祉コースを置き、保育士養成課程とする。この養成課程の履修細則は、別に定める。

第3条 この学則の施行日から平成21年3月31日までの3年間の文学部各学科・専攻において取得することができる資格及び免許状の種類は、第33条に定める資格及び免許状の種類にかかわらず、次のとおりとする。

文 学 部	
文学科国文学専攻	中学校教諭一種免許状（国語） 高等学校教諭一種免許状（国語） 司書 学校図書館司書教諭
日本語日本文学科	中学校教諭一種免許状（国語） 高等学校教諭一種免許状（国語） 司書 学校図書館司書教諭
文学科英文学専攻	中学校教諭一種免許状（英語） 高等学校教諭一種免許状（英語） 司書 学校図書館司書教諭
英語英米文学科	中学校教諭一種免許状（英語） 高等学校教諭一種免許状（英語） 司書 学校図書館司書教諭
史 学 科	中学校教諭一種免許状（社会） 高等学校教諭一種免許状（地理歴史） 学芸員
教育学科	司書 学校図書館司書教諭 小学校教諭一種免許状 幼稚園教諭一種免許状 社会教育主事（補） 保育士(平成18年度以降入学生)
社会福祉学科	レクリエーション・インストラクター 司書 学校図書館司書教諭 高等学校教諭一種免許状（福祉） 社会福祉士受験資格 社会福祉主事任用資格等 福祉レクリエーション・ワーカー 精神保健福祉士受験資格 保育士
健康福祉学部	
健康福祉学科	高等学校教諭一種免許状（福祉） 社会福祉士受験資格 社会福祉主事任用資格等 福祉レクリエーション・ワーカー 精神保健福祉士受験資格 保育士 介護福祉士受験資格 園芸療法士
家政学部	
家政学科	中学校教諭一種免許状（家庭） 高等学校教諭一種免許状（家庭） 栄養士 司書 学校図書館司書教諭 フードスペシャリスト受験資格
管理栄養士養成課程	中学校教諭一種免許状（家庭） 高等学校教諭一種免許状（家庭） 栄養教諭一種免許状 栄養士、管理栄養士受験資格、食品衛生管理者任用資格(編入学生を除く) 食品衛生監視員任用資格（編入学生を除く） 学校図書館司書教諭 フードスペシャリスト受験資格

別表1（第34条の2）学納金

入 学 金		350,000円
授 業 料（年額）		800,000円
教育・施設充実費 （年額）	文学部 文学科・史学科	200,000円
	教育学科・社会福祉学科	220,000円
	家政学部 家政学科 家政課程	260,000円
	〃 栄養課程	280,000円
	管理栄養士養成課程	300,000円
実 習 費 （学外実習費）	博物館実習 史学科	10,000円
	教育実習 教育学科	40,000円
	〃 他学科	(高校) 20,000円 (中学) 30,000円
	社会福祉実習 社会福祉学科	50,000円
	栄養実習（1カ所） 栄養課程	10,000円
	〃（3カ所）管理栄養士養成課程	35,000円

別表1（第34条の2）学納金

平成16年4月1日より施行

入 学 金		350,000円
授 業 料（年額）		800,000円
教育・施設充実費 （年額）	文学部 文学科・史学科	200,000円
	教育学科・社会福祉学科	220,000円
	家政学部 家政学科 家政課程	260,000円
	〃 栄養課程	280,000円
	管理栄養士養成課程	300,000円
実 習 費 （学外実習費）	博物館実習 史学科	10,000円
	教育実習 教育学科	40,000円
	〃 他学科	(高校) 20,000円 (中学) 30,000円
	介護等体験	10,000円
	精神保健福祉援助実習 社会福祉学科	50,000円
	保育士実習 社会福祉学科	50,000円
	社会福祉実習 社会福祉学科	50,000円
	栄養実習（1カ所） 栄養課程	10,000円
	〃（3カ所）管理栄養士養成課程	35,000円

別表1（第34条の2）学納金

平成17年4月1日より施行

入 学 金		350,000円
授 業 料（年額）		800,000円
教育・施設充実費 （年額）	文学部 文学科・史学科	200,000円
	教育学科・社会福祉学科	220,000円
	家政学部 家政学科 家政課程	260,000円
	〃 栄養課程	280,000円
	管理栄養士養成課程	300,000円
実 習 費 （学外実習費）	博物館実習 史学科	10,000円
	教育実習 教育学科	40,000円
	〃 他学科	(高校) 20,000円 (中学) 30,000円
	介護等体験	10,000円
	精神保健福祉援助実習 社会福祉学科	50,000円
	保育士実習 社会福祉学科	50,000円
	社会福祉実習 社会福祉学科	50,000円
	栄養実習（1ヵ所） 栄養課程	10,000円
	〃（3ヵ所）管理栄養士養成課程	35,000円

別表1（第34条の2）学納金

平成18年4月1日より施行

入 学 金		350,000円
授 業 料（年額）		800,000円
教育・施設充実費 （年額）	文学部 日本語日本文学科 英語英米文学科 神戸国際教養学科 史学科	200,000円
	文学部 教育学科	220,000円
	健康福祉学部 健康福祉学科	220,000円
	家政学部 家政学科 家政課程	260,000円
	管理栄養士養成課程	300,000円
実 習 費 （学外実習費）	博物館実習 史学科	10,000円
	教育実習 教育学科	40,000円
	〃 その他の学科	(高校) 20,000円 (中学) 30,000円
	栄養教育実習 管理栄養士養成課程	(小・中学校) 10,000円
	介護等体験	10,000円
	精神保健福祉援助実習 健康福祉学科	50,000円
	保育士実習 教育学科 健康福祉学科	50,000円
	社会福祉実習 健康福祉学科	50,000円
	介護福祉実習 健康福祉学科	100,000円
	臨地実習 管理栄養士養成課程	35,000円

上記、栄養教育実習は、平成17年度入学生が4年生時（平成20年度）以降より適用
なお、別表1（第34条の2）に併せて、平成21年3月31日までの3年間は、下記別表2が併
用される。

別表2(第34条の2)

教育・施設充実費 (年額)	文学部 文学科 (国文学専攻・英文学専攻)	200,000円
	文学部 社会福祉学科	220,000円
実習費 (学外実習費)	精神保健福祉援助実習 社会福祉学科	50,000円
	保育士実習 社会福祉学科	50,000円
	社会福祉実習 社会福祉学科	50,000円

上記別表2に示した費用の他に、教材費等の実費を別途徴収することがある。

附 則

第1条 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

第2条 この学則の施行日から平成22年3月31日までの3年間の各学科・専攻において取得することができる資格及び免許状の種類は、第33条に定める資格及び免許状の種類にかかわらず、次のとおりとする。

文 学 部

文学科国文学専攻

中学校教諭一種免許状 (国語)
高等学校教諭一種免許状 (国語)
司書 学校図書館司書教諭

日本語日本文学科

中学校教諭一種免許状 (国語)
高等学校教諭一種免許状 (国語)
司書 学校図書館司書教諭

文学科英文学専攻

中学校教諭一種免許状 (英語)
高等学校教諭一種免許状 (英語)
司書 学校図書館司書教諭

英語英米文学科

中学校教諭一種免許状 (英語)
高等学校教諭一種免許状 (英語)
司書 学校図書館司書教諭

神戸国際教養学科

中学校教諭一種免許状 (英語)
高等学校教諭一種免許状 (英語)
司書 学校図書館司書教諭

史 学 科

中学校教諭一種免許状 (社会)
国際ボランティア実務士
中学校教諭一種免許状 (社会)
高等学校教諭一種免許状 (地理歴史)
学芸員

教育学科

司書 学校図書館司書教諭
小学校教諭一種免許状
幼稚園教諭一種免許状
社会教育主事 (補)
保育士

社会福祉学科

レクリエーション・インストラクター
司書 学校図書館司書教諭
高等学校教諭一種免許状 (福祉)
社会福祉士受験資格
社会福祉主事任用資格等
福祉レクリエーション・ワーカー
精神保健福祉士受験資格
保育士

健康福祉学部

健康福祉学科

高等学校教諭一種免許状（福祉）
社会福祉士受験資格
社会福祉主事任用資格等
福祉レクリエーション・ワーカー
精神保健福祉士受験資格
保育士
介護福祉士受験資格
園芸療法士

家政学部

家政学科

管理栄養士養成課程

中学校教諭一種免許状（家庭）
高等学校教諭一種免許状（家庭）
司書 学校図書館司書教諭
中学校教諭一種免許状（家庭）
高等学校教諭一種免許状（家庭）
栄養教諭一種免許状
栄養士、管理栄養士受験資格、食品衛生管理者任用資格（編入学生を除く）
食品衛生監視員任用資格（編入学生を除く）
学校図書館司書教諭
フードスペシャリスト受験資格

附 則

第1条 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

第2条 この学則の施行日から平成23年3月31日までの3年間の各学科・専攻において取得することができる資格及び免許状の種類は、第33条に定める資格及び免許状の種類にかかわらず、次のとおりとする。

文 学 部

文学科国文学専攻

中学校教諭一種免許状（国語）
高等学校教諭一種免許状（国語）
司書 学校図書館司書教諭

日本語日本文学科

中学校教諭一種免許状（国語）
高等学校教諭一種免許状（国語）
司書 学校図書館司書教諭

文学科英文学専攻

中学校教諭一種免許状（英語）
高等学校教諭一種免許状（英語）
司書 学校図書館司書教諭

英語英米文学科

中学校教諭一種免許状（英語）
高等学校教諭一種免許状（英語）
司書 学校図書館司書教諭

神戸国際教養学科

中学校教諭一種免許状（英語）
高等学校教諭一種免許状（英語）
司書 学校図書館司書教諭
中学校教諭一種免許状（社会）
国際ボランティア実務士

史 学 科

中学校教諭一種免許状（社会）
高等学校教諭一種免許状（地理歴史）
学芸員
司書 学校図書館司書教諭

教育学科	小学校教諭一種免許状 幼稚園教諭一種免許状 社会教育主事（補） 保育士 レクリエーション・インストラクター
社会福祉学科	司書 学校図書館司書教諭 高等学校教諭一種免許状（福祉） 社会福祉士受験資格 社会福祉主事任用資格等 福祉レクリエーション・ワーカー 精神保健福祉士受験資格 保育士
健康福祉学部 健康福祉学科	高等学校教諭一種免許状（福祉） 社会福祉士受験資格 社会福祉主事任用資格等 福祉レクリエーション・ワーカー 精神保健福祉士受験資格 保育士 介護福祉士受験資格 園芸療法士
家政学部 家政学科	中学校教諭一種免許状（家庭） 高等学校教諭一種免許状（家庭） 司書 学校図書館司書教諭
管理栄養士養成課程	中学校教諭一種免許状（家庭） 高等学校教諭一種免許状（家庭） 栄養教諭一種免許状 栄養士、管理栄養士受験資格、食品衛生管理者任用資格（編入学生を除く） 食品衛生監視員任用資格（編入学生を除く） 学校図書館司書教諭 フードスペシャリスト受験資格

附 則

第1条 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

第2条 この学則の施行日から平成25年3月31日までの4年間の各学部学科の収容定員については、第2条に定める収容定員にかかわらず、次のとおりとする。

学 部	学 科	21年度	22年度	23年度	24年度
文 学 部	日本語日本文学科	1,480名	1,500名	1,520名	1,540名
	英語英米文学科	240名	240名	240名	240名
	神戸国際教養学科	180名	200名	220名	240名
	史 学 科	160名	160名	160名	160名
	教育学科	240名	240名	240名	240名
			660名	660名	660名
健康福祉学部	健康福祉学科	620名	600名	580名	560名
	社会福祉学科	480名	320名	160名	0名
	健康スポーツ栄養学科	80名	160名	240名	320名
		60名	120名	180名	240名
家政学部	家政学科	920名	920名	920名	920名
	管理栄養士養成課程	320名	320名	320名	320名
		600名	600名	600名	600名

第3条 この学則の施行日から平成24年3月31日までの3年間の健康福祉学部各学科において取得することができる資格及び免許状の種類は、第33条に定める資格及び免許状の種類にかかわらず、この学則の次のとおりとする。

文 学 部

日本語日本文学科

中学校教諭一種免許状（国語）
高等学校教諭一種免許状（国語）
司書 学校図書館司書教諭

英語英米文学科

中学校教諭一種免許状（英語）
高等学校教諭一種免許状（英語）
司書 学校図書館司書教諭

神戸国際教養学科

中学校教諭一種免許状（英語）
高等学校教諭一種免許状（英語）
中学校教諭一種免許状（社会）

史 学 科

司書 学校図書館司書教諭
国際ボランティア実務士
中学校教諭一種免許状（社会）
高等学校教諭一種免許状（地理歴史）
学芸員

教育学科

司書 学校図書館司書教諭
小学校教諭一種免許状
幼稚園教諭一種免許状
保育士
レクリエーション・インストラクター
司書 学校図書館司書教諭

健康福祉学部

健康福祉学科

高等学校教諭一種免許状（福祉）
社会福祉士受験資格
社会福祉主事任用資格等
福祉レクリエーション・ワーカー
精神保健福祉士受験資格
保育士
介護福祉士
園芸療法士

社会福祉学科

社会福祉士受験資格
社会福祉主事任用資格等
精神保健福祉士受験資格
介護福祉士受験資格

健康スポーツ栄養学科

栄養士
栄養教諭二種免許状
フードスペシャリスト受験資格

家 政 学 部

家政学科

中学校教諭一種免許状（家庭）
高等学校教諭一種免許状（家庭）
司書 学校図書館司書教諭

管理栄養士養成課程

中学校教諭一種免許状（家庭）
高等学校教諭一種免許状（家庭）
栄養教諭一種免許状
栄養士、管理栄養士受験資格、食品衛生管理者任用資格（編入学生を除く）
食品衛生監視員任用資格（編入学生を除く）
学校図書館司書教諭
フードスペシャリスト受験資格

別表1 (第34条の2) 学納金

平成21年4月1日より施行

入 学 金		350,000円
授 業 料 (年額)		800,000円
教育・施設充実費 (年額)	文 学 部 日本語日本文学科 英語英米文学科 神戸国際教養学科 史学科	200,000円
	文学部 教育学科	220,000円
	健康福祉学部 社会福祉学科 健康スポーツ栄養学科	220,000円 280,000円
	家政学部 家政学科	260,000円
	管理栄養士養成課程	300,000円
実 習 費 (学外実習費)	博物館実習 史 学 科	10,000円
	教育実習 教 育 学 科	40,000円
	〃 その他の学科	(高校) 20,000円 (中学) 30,000円
	栄養教育実習 管理栄養士養成課程 健康スポーツ栄養学科	(小・中学校) 10,000円
	介護等体験	10,000円
	精神保健福祉援助実習 社会福祉学科	50,000円
	保育士実習 教育学科	50,000円
	相談援助実習 社会福祉学科	50,000円
	介護福祉実習 社会福祉学科	100,000円
	(栄養) 校外実習 健康スポーツ栄養学科	10,000円
	臨地実習 管理栄養士養成課程	35,000円

なお、別表1 (第34条の2) に併せて、平成24年3月31日までの3年間は、健康福祉学部については、下記別表2が併用される。

別表2(第34条の2)

教育・施設充実費 (年額)	健康福祉学部 健康福祉学科	220,000円
実 習 費 (学外実習費)	精神保健福祉援助実習 健康福祉学科	50,000円
	保育士実習 健康福祉学科	50,000円
	社会福祉実習 健康福祉学科	50,000円

上記別表2に示した費用の他に、教材費等の実費を別途徴収することがある。

附 則

第1条 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

第2条 この学則の施行日から平成25年3月31日までの3年間の家政学部管理栄養士養成課程において取得することができる資格及び免許状の種類は、第33条に定める資格及び免許状の種類にかかわらず、次のとおりとする。

家 政 学 部

管理栄養士養成課程

中学校教諭一種免許状（家庭）
 高等学校教諭一種免許状（家庭）
 栄養教諭一種免許状
 栄養士、管理栄養士受験資格、食品衛生管理者任用資格（編入学生を除く）
 食品衛生監視員任用資格（編入学生を除く）
 学校図書館司書教諭
 フードスペシャリスト受験資格

附 則

第1条 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

別表1（第34条の2）学納金

平成24年4月1日より施行

入 学 金		350,000円
授 業 料（年額）		800,000円
教育・施設充実費 （年額）	文学部 日本語日本文学科 英語英米文学科 神戸国際教養学科 史学科	200,000円
	文学部 教育学科	220,000円
	健康福祉学部 社会福祉学科 健康スポーツ栄養学科	220,000円 280,000円
	家政学部 家政学科	260,000円
	管理栄養士養成課程	300,000円
実 習 費 （学外実習費）	博物館実習 史 学 科	10,000円
	教育実習 教 育 学 科	40,000円
	〃 その他の学科	(高校) 20,000円 (中学) 30,000円
	栄養教育実習 管理栄養士養成課程 健康スポーツ栄養学科	(小・中学校) 10,000円
	介護等体験	10,000円
	保育士実習 教育学科	50,000円
	相談援助実習 社会福祉学科	50,000円
	精神保健福祉援助実習 社会福祉学科	※56,000円
	介護福祉実習 社会福祉学科	100,000円
	(栄養) 校外実習 健康スポーツ栄養学科	(実習Ⅰ) 10,000円 (実習Ⅱ) 10,000円
臨地実習 管理栄養士養成課程	35,000円	

※「相談援助実習」を修得した場合にあっては、「精神保健福祉援助実習」の実習費は50,000円とする。

なお、※部分に関しては、平成24年度入学生から対象とする。

上記別表1に示した費用の他に、教材費等の実費を別途徴収することがある。

附 則

第1条 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

第2条 この学則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附 則

第1条 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

第2条 この学則の施行前に在学する学生の成績評価は、100点を最高とし、60点以上を合格とする。評価は優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。

附 則

第1条 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

第2条 この学則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

第3条 別表1（34条の2）学納金 「臨地実習 管理栄養士養成課程」の実習費は、平成27年度以前入学生は、従前どおり、35,000円とする。

別表1（第34条の2）学納金

平成27年4月1日より施行

入 学 金		350,000円
授 業 料（年額）	文学部 家政学部 健康福祉学部	800,000円
	看護学部	1,000,000円
教育・施設充実費 （年額）	文学部 日本語日本文学科 英語英米文学科 神戸国際教養学科 史学科	200,000円
	文学部 教育学科	220,000円
	健康福祉学部 社会福祉学科 健康スポーツ栄養学科	220,000円 280,000円
	家政学部 家政学科 管理栄養士養成課程	260,000円 300,000円
	看護学部 看護学科	550,000円 (2年次以降 650,000円)
	実 習 費 (学外実習費)	博物館実習 史 学 科
	教育実習 教 育 学 科	40,000円
	〃 その他の学科	(1週間当たり) 10,000円
	養護実習 看 護 学 科	(1週間当たり) 10,000円
	栄養教育実習 管理栄養士養成課程 健康スポーツ栄養学科	(小・中学校) 10,000円
	介護等体験	10,000円
	保育士実習 教育学科	50,000円
	相談援助実習 社会福祉学科	50,000円
	精神保健福祉援助実習 社会福祉学科	※56,000円
	介護福祉実習 社会福祉学科	100,000円
	(栄養) 校外実習 健康スポーツ栄養学科	(実習Ⅰ) 10,000円 (実習Ⅱ) 10,000円
	臨地実習 管理栄養士養成課程	60,000円
	〃 看護学科	(保健師) 50,000円 (助産師) 300,000円

※「相談援助実習」を修得した場合にあっては、「精神保健福祉援助実習」の実習費は50,000円とする。

なお、※部分に関しては、平成24年度入学生から対象とする。

上記別表1に示した費用の他に、教材費等の実費を別途徴収することがある。

附 則

第1条 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

第2条 この学則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

別表1 (第34条の2) 学納金

平成28年4月1日より施行

入 学 金	文学部 家政学部 健康福祉学部	250,000円
	看護学部	350,000円
授 業 料 (年額)	文学部 家政学部 健康福祉学部	850,000円
	看護学部	1,000,000円
教育・施設充実費 (年額)	文学部 日本語日本文学科 英語英米文学科 神戸国際教養学科 史学科	200,000円 (2年次以降 220,000円)
	文学部 教育学科	270,000円 (2年次以降 300,000円)
	健康福祉学部 社会福祉学科	270,000円 (2年次以降 330,000円)
	健康スポーツ栄養学科	330,000円 (2年次以降 370,000円)
	家政学部 家政学科	310,000円 (2年次以降 350,000円)
	管理栄養士養成課程	350,000円 (2年次以降 400,000円)
実 習 費 (学外実習費)	看護学部 看護学科	550,000円 (2年次以降 650,000円)
	博物館実習 史 学 科	10,000円
	教育実習 教 育 学 科	40,000円
	〃 その他の学科	(1週間当たり) 10,000円
	養護実習 看 護 学 科	(1週間当たり) 10,000円
	栄養教育実習 管理栄養士養成課程 健康スポーツ栄養学科	(小・中学校) 10,000円
	介護等体験	10,000円
	保育士実習 教 育 学 科	50,000円
	相談援助実習 社会福祉学科	50,000円
	精神保健福祉援助実習 社会福祉学科	※56,000円
	介護福祉実習 社会福祉学科	100,000円
	(栄養) 校外実習 健康スポーツ栄養学科	(実習Ⅰ) 10,000円 (実習Ⅱ) 10,000円
	臨地実習 管理栄養士養成課程	60,000円
	〃 看護学科	(保健師) 50,000円 (助産師) 300,000円

※「相談援助実習」を修得した場合にあっては、「精神保健福祉援助実習」の実習費は50,000円とする。

上記別表1に示した費用の他に、教材費等の実費を別途徴収することがある。

附 則

第1条 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

第2条 第34条の入学検定料については、平成29年度入学試験から適用する

第3条 この学則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

第4条 この学則の施行日から平成33年3月31日までの4年間の各学部学科の収容定員については、第2条に定める収容定員にかかわらず、次のとおりとする。

学 部	学 科	29年度	30年度	31年度	32年度
文学部		1,540名	1,540名	1,540名	1,540名
	日本語日本文学科	240名	240名	240名	240名
	英語英米文学科	240名	240名	240名	240名
	神戸国際教養学科	160名	160名	160名	160名
	史 学 科	240名	240名	240名	240名
	教育学科	660名	660名	660名	660名
健康福祉学部		580名	600名	620名	640名
	社会福祉学科	320名	320名	320名	320名
	健康スポーツ栄養学科	260名	280名	300名	320名
家政学部		920名	920名	930名	940名
	家政学科	320名	320名	320名	320名
	管理栄養士養成課程	600名	600名	610名	620名
看護学部		240名	320名	320名	320名
	看護学科	240名	320名	320名	320名

附 則

第1条 この学則は、平成30年4月1日から施行する。(学科名称の変更に係る経過措置等)

第2条 神戸国際教養学科は、改正後の学則第2条、第33条、及び第34条の2に定める別表1の規定にかかわらず、平成30年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科から在籍しなくなるまでの間存続するものとし、その間在籍する者においては従前のおりとする。

別表1 (第34条の2) 学納金

平成30年4月1日より施行

入 学 金	文学部 家政学部 健康福祉学部	250,000円
	看護学部	350,000円
授 業 料 (年額)	文学部 家政学部 健康福祉学部	850,000円
	看護学部	1,000,000円
教育・施設充実費 (年額)	文学部 日本語日本文学科 英語英米文学科 国際教養学科 史学科	200,000円 (2年次以降 220,000円)
	文学部 教育学科	270,000円 (2年次以降 300,000円)
	健康福祉学部 社会福祉学科 健康スポーツ栄養学科	270,000円 (2年次以降 330,000円) 330,000円 (2年次以降 370,000円)
	家政学部 家政学科 管理栄養士養成課程	310,000円 (2年次以降 350,000円) 350,000円 (2年次以降 400,000円)
	看護学部 看護学科	550,000円 (2年次以降 650,000円)
実 習 費 (学外実習費)	博物館実習 史 学 科	10,000円
	教育実習 教 育 学 科	40,000円
	〃 その他の学科	(1週間当たり) 10,000円
	養護実習 看 護 学 科	(1週間当たり) 10,000円
	栄養教育実習 管理栄養士養成課程 健康スポーツ栄養学科	(小・中学校) 10,000円
	介護等体験	10,000円
	保育士実習 教育学科	50,000円
	相談援助実習 社会福祉学科	50,000円
	精神保健福祉援助実習 社会福祉学科	※56,000円
	介護福祉実習 社会福祉学科	100,000円
	(栄養) 校外実習 健康スポーツ栄養学科	(実習Ⅰ) 10,000円 (実習Ⅱ) 10,000円
	臨地実習 管理栄養士養成課程	60,000円
	〃 看 護 学 科	(保健師) 50,000円 (助産師) 300,000円

※「相談援助実習」を修得した場合にあっては、「精神保健福祉援助実習」の実習費は50,000円とする。

上記別表1に示した費用の他に、教材費等の実費を別途徴収することがある。

第3条 この学則の施行日から、平成34年3月31日までの4年間、文学部国際教養学科及び神戸国際教養学科の入学定員及び収容定員については、本文第2条の規定にかかわらず次のとおりとする。

学科	30年度		31年度		32年度		33年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
神戸国際教養学科	0名	120名	0名	80名	0名	40名	0名	0名
国際教養学科	40名	40名	40名	80名	40名	120名	40名	160名

附 則

第1条 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

第2条 この学則の施行日から、平成34年3月31日までの3年間、看護学部看護学科の収容定員については、本文第2条の規定にかかわらず次のとおりとする。

学科	31年度	32年度	33年度
	収容定員	収容定員	収容定員
看護学科	330名	340名	350名

P.25 全学共通教養科目（文学部・家政学部）（平成 26 年度以降入学生用）（略）

P.26 全学共通教養科目（健康福祉学部）（平成 27 年度以降入学生用）（略）

全学共通教養科目（看護学部） 平成27年度以降入学生用

区分	授業科目	単 位				備考	区分	授業科目	単 位				備考	
		必修	選択	自由	自由				必修	選択	自由	自由		
基幹科目	基礎Ⅰ 基礎Ⅱ 基礎Ⅲ		2 2 2				人 と 思 想	哲学 宗教			2 2			
	女性Ⅰ 女性Ⅱ 女性Ⅲ 女性Ⅳ		2 2 2 2				理 人 と 間 の 動 心	心理学Ⅰ 心とからだの健康			2 2			
	地域 神戸学 地域学習		2 2				言 葉 と 文 学	言葉と文学Ⅰ 言葉と文学Ⅱ 言葉と文学Ⅲ			2 2 2			
英語	英語Ⅰ-1 英語Ⅰ-2 英語Ⅱ-1 英語Ⅱ-2 外国語コミュニケーションⅠ 外国語コミュニケーションⅡ 教養英語Ⅰ-1 教養英語Ⅰ-2 教養英語Ⅱ-1 教養英語Ⅱ-2		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				歴 史	歴史Ⅰ 歴史Ⅱ 歴史Ⅲ			2 2 2			
	ドイツ語Ⅰ-1 ドイツ語Ⅰ-2 ドイツ語会話Ⅰ ドイツ語講読Ⅰ		1 1 1 1			一 般 科 目	現 代 社 会	日本国憲法 現代社会Ⅰ 現代社会Ⅱ 現代社会Ⅲ 現代社会Ⅳ 現代社会Ⅴ			2 2 2 2 2			
		フランス語Ⅰ-1 フランス語Ⅰ-2 フランス語会話Ⅰ フランス語講読Ⅰ		1 1 1 1			数 学	数学Ⅰ 数学Ⅱ			2 2			
			中国語Ⅰ-1 中国語Ⅰ-2 中国語会話Ⅰ 中国語講読Ⅰ		1 1 1 1			自 然 と 環 境	自然と環境Ⅰ 自然と環境Ⅱ			2 2		
	朝鮮語Ⅰ-1 朝鮮語Ⅰ-2 朝鮮語会話Ⅰ 朝鮮語講読Ⅰ			1 1 1 1			芸 術	芸術Ⅰ 芸術Ⅱ			2 2			
		イタリア語Ⅰ-1 イタリア語Ⅰ-2 イタリア語会話Ⅰ イタリア語講読Ⅰ		1 1 1 1			衣 ・ 食 ・ 住	衣・食・住Ⅰ 衣・食・住Ⅱ			2 2			
	基礎トレーニング スポーツと健康の科学 スポーツ実技Ⅰ-1 スポーツ実技Ⅰ-2 スポーツ実技Ⅰ-3 スポーツ実技Ⅰ-4 スポーツ実技Ⅰ-5 スポーツ実技Ⅰ-6 スポーツ実技Ⅰ-7 スポーツ実技Ⅱ-A スポーツ実技Ⅱ-B スポーツ実技Ⅱ-C スポーツ実技Ⅱ-D			1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				教 養 総 合 科 目	教養総合Ⅰ 教養総合Ⅱ 教養総合Ⅲ 教養総合Ⅳ 教養総合Ⅴ 教養総合Ⅵ 教養総合Ⅶ 教養総合Ⅷ			2 2 2 2 2 2 2 2		
		情報Ⅰ 情報Ⅱ		2 2				全学共通教養科目の卒業要件単位数は、各学部・学科において別に定める。						

**全学共通教養科目 学科別卒業要件単位数
(平成30年度以降入学生用)**

区分	文学部					家政学部	
	日本語日本文学科	英語英米文学科	国際教養学科	史学科	教育学科	家政学科	管理栄養士養成課程
語学科目 (世界の言語)	全ての言語の中から2言語以上選択で 6単位以上	初習言語の中から1言語以上選択で 2単位以上	英語 I-1、英語 I-2で 2単位以上	全ての言語の中から2言語以上選択で 6単位以上	全ての言語の中から1言語以上選択で 6単位以上	全ての言語の中から2言語以上選択で 8単位以上	英語のみで (英語 I-1, I-2必須) 6単位以上
ウェルネス	基礎トレーニング1単位を含み 3単位以上8単位以内	基礎トレーニング1単位を含み 3単位以上8単位以内	基礎トレーニング1単位を含み 8単位以内	上限8単位	基礎トレーニング1単位を含み 3単位以上8単位以内	基礎トレーニング1単位を含み 3単位以上8単位以内	基礎トレーニング1単位を含み 2単位以上8単位以内
情報科目			「情報 I」の2単位				
語学科目 (世界の言語)・ウェルネス等を含めた卒業要件最低単位数	24単位	24単位	5単位	24単位	20単位	24単位	14単位

区分	健康福祉学部		看護学部
	社会福祉学科	健康スポーツ栄養学科	看護学科
語学科目 (世界の言語)	全ての言語の中から1言語以上選択で 6単位以上	英語のみで (英語 I-1, I-2必須) 6単位以上	英語のみで 6単位以上
ウェルネス	基礎トレーニング1単位を含み 3単位以上8単位以内	基礎トレーニング1単位を含み 3単位以上	基礎トレーニング1単位を含み 1単位以上
情報科目			
語学科目 (世界の言語)・ウェルネス等を含めた卒業要件最低単位数	20単位	16単位	20単位

- P.29～P.30 日本語日本文学科 (平成 30 年度以降入学生用) (略)
- P.31～P.32 英語英米文学科 (平成 30 年度以降入学生用) (略)
- P.33～P.34 国際教養学科 (平成 30 年度以降入学生用) (略)
- P.35～P.36 史学科 (平成 27 年度以降入学生用) (略)
- P.37～P.39 教育学科 (平成 28 年度以降入学生用) (略)
- P.40～P.41 家政学科 (平成 23 年度以降入学生用) (略)
- P.42 管理栄養士養成課程 (平成 26 年度以降入学生用) (略)
- P.43～P.45 社会福祉学科 (平成 25 年度以降入学生用) (略)
- P.46～P.47 健康スポーツ栄養学科 (平成 30 年度以降入学生用) (略)

看護学部看護学科（平成27年度以降入学生用）

学部学科名	区分	授業科目名	単 位				備 考	
			必修	選必	選択	自由		
看護学部 看護学科	養教一種	特別生物			2		養教免必修 養教免必修 養教免必修 養教免必修 養教免必修 養教免必修 養教免必修 養教免必修 養教免必修 養教免必修 養教免必修 養教免必修 養教免必修 養教免必修 養教免必修	15単位以上
		特別化学			2			
生命倫理			2					
発達心理学			2					
医療と法	1							
コミュニケーション論（表現学）			2					
食品学総論			2					
栄養代謝学	1							
フィジカルフィットネス			1					
薬理学	1							
社会福祉・社会保障論	1							
社会福祉・社会活動論	1							
公衆衛生学	1							
疫学	2							
保健統計学	2							
健康相談活動			2					
学校保健Ⅱ			1					
国際保健			1					
医療英語			1					
授 業 科 目 の 概 要	コ ミ ュ ニ テ ィ ・ ケ ア シ ス テ ム 分 野	看護学概論	2				養教免必修	
		生活概論	1				養教免必修	
		生活援助論	1					
		予防看護論	1					
		看護情報学	1					
		看護倫理	1					
		実践看護論	1					
		老年看護論	1					
		老年看護実践方法論	2					
		在宅看護論	2					
		コミュニティヘルスケア看護技術演習Ⅰ	1				養教免必修	
		コミュニティヘルスケア看護技術演習Ⅱ	2				養教免必修	
		コミュニティ看護実習Ⅰ	1					
		コミュニティ看護実習Ⅱ（老年）	2					
		公衆衛生看護学概論	2					
		コミュニティケアシステム論	1					
		地域看護活動論	2					
		公衆衛生看護演習			1		保健師のみ	
		公衆衛生看護活動論Ⅰ			2			
		公衆衛生看護活動論Ⅱ			1			
		公衆衛生看護管理論			1		保健師のみ	
		災害看護			1			
		学校保健Ⅰ			1		養教免必修	
公衆衛生看護活動論実習			2		保健師のみ			
公衆衛生看護管理論実習			1		保健師のみ			
医 療 看 護 分 野		人体のしくみと機能Ⅰ	2				養教免必修	
		人体のしくみと機能Ⅱ	2				養教免必修	
		疾病と治療Ⅰ	1					
		疾病と治療Ⅱ	2					
		疾病と治療Ⅲ	2					
		疾病と治療Ⅳ	1				養教免必修	
		感染疫学	1				養教免必修	
		医療ケアシステム論	1					
		急性期看護論	2					
		慢性期看護論	2					
		治療看護論	1				養教免必修	
		治療療養支援技術演習	1					
		精神看護論	2				養教免必修	
		こころの健康増進と看護	1					
		精神看護支援技術演習	1					
医療看護実習Ⅰ	1							
医療看護実習Ⅱ（精神）	2							
医療看護実習Ⅱ（急性期）	3							
医療看護実習Ⅱ（慢性期）	3							

授 業 科 目 の 概 要	成 育 看 護 分 野	疾病と治療Ⅴ	1				
		疾病と治療Ⅵ	1				
		小児看護論	2				養教免必修
		小児療養看護論	1				
		家族看護論	1				養教免必修
		看護概説			2		養教免必修
		母性看護論	2				
		女性の健康増進と看護	1				
		成育看護技術演習Ⅰ	1				
		成育看護技術演習Ⅱ	1				
		成育看護実習Ⅰ	1				養教免必修
		成育看護実習Ⅱ(小児)	2				養教免必修
		成育看護実習Ⅱ(母性)	2				
		助産学概論				1	
		助産診断技術論				2	助産師のみ
助産診断技術論演習				2	助産師のみ		
助産管理				1	助産師のみ		
助産学実習				8	助産師のみ		
統 合 看 護 科 目	学びのグループゼミⅠ	1					
	学びのグループゼミⅡ	1					
	学びのグループゼミⅢ	1					
	学びのグループゼミⅣ	1					
	課題探究	4					
	総合実習(地域・在宅)	4					
合 計				9 8 単位以上必修			

「教科に関する科目」及び「教科又は教職に関する科目」

- P.50 平成 27 年度以降入学生用 日本語日本文学科 (略)
- P.51 平成 30 年度以降入学生用 英語英米文学科 (略)
- P.52～P.53 平成 30 年度以降入学生用 国際教養学科 (略)
- P.54 平成 25 年度以降入学生用 史学科 (略)
- P.55 平成 27 年度以降入学生用 史学科 (略)
- P.56 平成 24 年度以降入学生用 教育学科 (略)
- P.57 平成 27 年度以降入学生用 家政学科 (略)
- P.58 平成 27 年度以降入学生用 管理栄養士養成課程 (略)
- P.59 平成 17 年度以降入学生用 管理栄養士養成課程 (略)
- P.60 平成 21 年度以降入学生用 健康スポーツ栄養学科 (略)

平成27年度以降入学生用

「養護に関する科目」及び「養護又は教職に関する科目」

看護学科

1. 養護に関する科目 養護一種免

免許法施行規則に定める科目		最低修得単位数	本学における開設科目・単位数	
1	衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）	28	公衆衛生学	必修 1
			疫学	必修 2
			保健統計学	必修 2
2	学校保健		学校保健Ⅰ	必修 1
			学校保健Ⅱ	必修 1
3	養護概説		養護概説	必修 2
4	健康相談活動の理論及び方法		健康相談活動	必修 2
5	栄養学（食品学を含む。）		食品学総論	必修 2
			栄養代謝学	必修 1
6	解剖学及び生理学	人体のしくみと機能Ⅰ	必修 2	
		人体のしくみと機能Ⅱ	必修 2	
7	「微生物学、免疫学、薬理概論」	感染免疫学	必修 1	
		薬理学	必修 1	
8	精神保健	疾病と治療Ⅳ	必修 1	
		精神看護論	必修 2	
9	看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	看護学概論	必修 2	
		生活援助論	必修 1	
		コミュニティヘルスケア看護技術演習Ⅰ	必修 1	
		コミュニティヘルスケア看護技術演習Ⅱ	必修 2	
		治療看護論	必修 1	
		小児看護論	必修 2	
		家族看護論	必修 1	
		成育看護実習Ⅰ	必修 1	
		成育看護実習Ⅱ（小児）	必修 2	
計		28単位	36単位	

2. 養護又は教職に関する科目 養護一種免

区分	免許法施行規則に定める科目 養護一種免	本学における開設科目・単位数	備考
養護又は教職に関する科目	7	特別支援学校体験活動 1	選択 「養護又は教職に関する科目」の選択科目又は、最低修得単位数を超えて履修した「養護に関する科目」若しくは「教職に関する科目」について、合わせて7単位数以上修得。
計	7	7単位以上	

平成30年度以降入学生用

日本語日本文学、英語英米文学、国際教養、史学、家政、管理、健康スポーツ栄養、看護の各学科等に開設の教職に関する科目

	学部	学科名	授業科目	単位数				備考	
				必修	選必	選択	自由		
授 業 科 目 の 概 要	文学部	日本語日本文学科	<教職の意義等に関する科目>						
			教職論			2		中高栄教養教必修	
	英語英米文学科	国際教養学科	<教育の基礎理論に関する科目>						
			教育基礎論Ⅱ			2		中高栄教養教必修	
	家政学部	家政学科	教育心理学Ⅱ			2		中高栄教養教必修	
			教育社会学			2		中高栄教養教必修	
			人権教育			2		中高栄教養教選択	
			教育行政学			2		中高栄教養教必修	
	管理栄養士養成課程	健康福祉学部	健康スポーツ栄養学科	<教育課程及び指導法に関する科目>					
				教育課程総論			2		中高栄教養教必修
	看護学部	看護学科	国語科指導法Ⅰ			2	国語	中高必修 中高必修 中免必修 中免必修	
			国語科指導法Ⅱ			2			
			国語科指導法Ⅲ			2			
			国語科指導法Ⅳ			2			
			英語科指導法Ⅰ			2	英語	中高必修 中高必修 中免必修 中免必修	
			英語科指導法Ⅱ			2			
			英語科指導法Ⅲ			2			
			英語科指導法Ⅳ			2			
			社会科指導法Ⅰ			2	社会	中免必修 中免必修 中免必修 中免必修	
			社会科指導法Ⅱ			2			
社会科指導法Ⅲ					2				
社会科指導法Ⅳ					2				
地理歴史科指導法Ⅰ			2	地歴	高免必修 高免必修				
地理歴史科指導法Ⅱ			2						
家庭科指導法Ⅰ			2	家庭	中高必修 中高必修 中免必修 中免必修				
家庭科指導法Ⅱ			2						
家庭科指導法Ⅲ			2						
家庭科指導法Ⅳ			2						
道徳教育の理論と実践			2		中栄教養教免必修(共通)				
特別活動論			2		中高栄教養教必修				
教育方法の理論と実践			2		中高栄教養教必修				
			<生徒指導、教育相談及び 進路指導等に関する科目>						
			生徒指導論			2		中高必修	
			教育相談			2		中高栄教養教必修	
			<生徒指導及び教育相談に関する科目>						
			生徒指導論(栄教・養教)			2		栄教免・養教免必修 (管理・健康スポーツ 及び看護のみ対象)	
			教職実践演習(中・高)			2		中高必修	
			教職実践演習(栄養教諭)			2		栄教免必修(管理及 び健康スポーツのみ対 象)	
			教職実践演習(養護教諭)			2		養教免必修(看護 のみ対象)	

授 業 科 目 の 概 要	教育実習指導 教育実習A 教育実習B	中免			1 4 2		} 中免必修
	教育実習指導 教育実習A	高免			1 2		} 高免必修
	栄養教育実習指導 栄養教育実習	栄教免			1 1		} 栄教免必修
	養護実習指導 養護実習A 養護実習B	養教免			1 4 2		} 養教免必修
	合計		各教科指導法のほか、 中免31単位以上 高免27単位以上 栄教免24単位以上 養教免31単位以上				

- P.64 教育学科開設の教職に関する科目（平成 27 年度以降入学生用）（略）
- P.65 日本語教員養成講座（平成 30 年度以降入学生用）（略）
- P.66 司書養成講座（平成 30 年度以降入学生用）（略）
- P.67 学校図書館司書教諭養成講座（平成 30 年度以降入学生用）（略）
- P.68 小学校英語指導者資格講座（平成 26 年度以降入学生用）（略）
- P.69 国際ボランティア実務士養成講座（平成 30 年度以降入学生用）（略）
- P.70 博物館学芸員養成講座（平成 24 年度以降入学生用）（略）
- P.71 文学部教育学科保育士養成課程（平成 26 年度以降入学生用）（略）
- P.72 家政学部管理栄養士養成課程 管理栄養士養成課程（平成 25 年度以降入学生用）（略）
- P.73 家政学部管理栄養士養成課程 栄養士養成課程（平成 25 年度以降入学生用）（略）
- P.74 食品衛生管理者・食品衛生監視員養成課程（平成 25 年度以降入学生用）（略）
- P.75 フードスペシャリスト養成講座（平成 19 年度以降入学生用）（略）
- P.76 社会福祉受験資格養成講座（平成 21 年度以降入学生用）（略）
- P.77 精神保健福祉士受験資格養成講座（平成 24 年度以降入学生用）（略）
- P.78 介護福祉士受験資格養成講座（平成 25 年度以降入学生用）（略）
- P.79 健康福祉学部健康スポーツ栄養学科 栄養士養成課程（平成 25 年度以降入学生用）（略）
- P.80 フードスペシャリスト養成講座（平成 21 年度以降入学生用）（略）
- P.81 健康運動実践指導者受験資格養成講座（平成 26 年度以降入学生用）（略）
- P.82 実践健康教育士受験資格養成講座（平成 21 年度以降入学生用）（略）

看護学部看護学科 看護師に関する科目（平成27年度以降入学生用）

学部	学科	授業科目名	単 位				備 考
			必修	選必	選択	自由	
授 業 科 目 の 概 要	看護学部	看護学科					
		生命倫理			2		
		発達心理学			2		
		医療と法	1				
		コミュニケーション論（表現学）			2		
		食品学総論			2		
		栄養代謝学	1				
		フィジカルフィットネス			1		
		薬理学	1				
		社会福祉・社会保障論	1				
		社会福祉・社会活動論	1				
		公衆衛生学	1				
		疫学	2				
		保健統計学	2				
		国際保健				1	
		医療英語				1	
		看護学概論	2				
		生活概論	1				
		生活援助論	1				
		予防看護論	1				
		看護情報学	1				
		看護倫理	1				
		実践看護論	1				
		老年看護論	1				
		老年看護実践方法論	2				
		在宅看護論	2				
		コミュニティヘルスケア看護技術演習Ⅰ	1				
		コミュニティヘルスケア看護技術演習Ⅱ	2				
		コミュニティ看護実習Ⅰ	1				
		コミュニティ看護実習Ⅱ（老年）	2				
		公衆衛生看護学概論	2				
		コミュニティケアシステム論	1				
		地域看護活動論	2				
		災害看護				1	
		人体のしくみと機能Ⅰ	2				
		人体のしくみと機能Ⅱ	2				
		疾病と治療Ⅰ	1				
		疾病と治療Ⅱ	2				
		疾病と治療Ⅲ	2				
		疾病と治療Ⅳ	1				
		感染免疫学	1				
		医療ケアシステム論	1				
		急性期看護論	2				
		慢性期看護論	2				
		治療看護論	1				
		治療療養支援技術演習	1				
		精神看護論	2				
		こころの健康増進と看護	1				
		精神看護支援技術演習	1				
		医療看護実習Ⅰ	1				
		医療看護実習Ⅱ（精神）	2				
		医療看護実習Ⅱ（急性期）	3				
		医療看護実習Ⅱ（慢性期）	3				
		疾病と治療Ⅴ	1				
		疾病と治療Ⅵ	1				
		小児看護論	2				
小児療養看護論	1						
家族看護論	1						
母性看護論	2						
女性の健康増進と看護	1						
成育看護技術演習Ⅰ	1						
成育看護技術演習Ⅱ	1						
成育看護実習Ⅰ	1						
成育看護実習Ⅱ（小児）	2						
成育看護実習Ⅱ（母性）	2						
学びのグループゼミⅠ	1						
学びのグループゼミⅡ	1						
学びのグループゼミⅢ	1						
学びのグループゼミⅣ	1						
課題探究	4						
総合実習（地域・在宅）	4						
合 計				9	3単位以上必修		

看護学部看護学科 保健師に関する科目（平成27年度以降入学生用）

学部	学科	授業科目名	単 位				備 考	
			必修	選必	選択	自由		
授 業 科 目 の 概 要	看護学部	看護学科	発達心理学	2				
			医療と法	1				
			社会福祉・社会保障論	1				
			社会福祉・社会活動論	1				
			公衆衛生学	1				
			疫学	2				
			保健統計学	2				
			生活概論	1				
			生活援助論	1				
			予防看護論	1				
			老年看護論	1				
			老年看護実践方法論	2				
			在宅看護論	2				
			コミュニティヘルスケア看護技術演習Ⅰ	1				
			コミュニティヘルスケア看護技術演習Ⅱ	2				
			公衆衛生看護学概論	2				
			コミュニティケアシステム論	1				
			地域看護活動論	2				
			公衆衛生看護演習	1				
			公衆衛生看護活動論Ⅰ	2				
			公衆衛生看護活動論Ⅱ	1				
			公衆衛生看護管理論	1				
			災害看護	1				
			学校保健Ⅰ	1				
			公衆衛生看護活動論実習	2				
			公衆衛生看護管理論実習	1				
			疾病と治療Ⅳ	1				
			感染免疫学	1				
			医療ケアシステム論	1				
			慢性期看護論	2				
			精神看護論	2				
			こころの健康増進と看護	1				
			小児看護論	2				
			小児療養看護論	1				
家族看護論	1							
母性看護論	2							
女性の健康増進と看護	1							
課題探究	4							
合 計			5 5 単位必修					

看護学部看護学科 助産師に関する科目（平成27年度以降入学生用）

学部	学科	授業科目名	単 位				備 考
			必修	選必	選択	自由	
授 業 科 目 の 概 要	看護学部 看護学科	生命倫理	2				
		発達心理学	2				
		医療と法	1				
		栄養代謝学	1				
		社会福祉・社会保障論	1				
		社会福祉・社会活動論	1				
		公衆衛生看護学概論	2				
		人体のしくみと機能Ⅰ	2				
		人体のしくみと機能Ⅱ	2				
		こころの健康増進と看護	1				
		疾病と治療Ⅴ	1				
		疾病と治療Ⅵ	1				
		小児看護論	2				
		小児療養看護論	1				
		家族看護論	1				
		母性看護論	2				
		女性の健康増進と看護	1				
		成育看護技術演習Ⅰ	1				
		成育看護技術演習Ⅱ	1				
		成育看護実習Ⅱ（母性）	2				
		助産学概論	1				
		助産診断技術論	2				
		助産診断技術論演習	2				
		助産管理	1				
		助産学実習	8				
		課題探究	4				
合 計			46単位必修				

看護学部看護学科 受胎調節実地指導員に関する科目（平成27年度以降入学生用）

授 業 科 目 の 概 要	学部	学科	授業科目名	単 位				備 考
				必修	選必	選択	自由	
	看護学部	看護学科	疾病と治療Ⅴ	1				
			母性看護論	2				
			女性の健康増進と看護	1				
			助産学概論	1				
			助産診断技術論	2				
			助産診断技術論演習	2				
			助産管理	1				
			助産学実習	8				
			合 計				18単位必修	

インターンシップ（就職支援講座）講座（平成14年度以降入学生用）

《全学部全学科3回生対象》

授業科目	単 位				備考
	必修	選必	選択	自由	
インターンシップ （就職支援講座）	1				卒業単位には含まれない 自由単位
合計	1 単位必修				

変更事項を記載した書類

〔改正理由〕

1. 平成31年4月の神戸女子大学看護学部看護学科の入学定員及び収容定員の変更に伴い、学則の改正を行う。

〔改正内容〕

学則本文

1. 学則本文 「第2章 学部、学科、収容定員及び修業年限 第2条」を改正する。

〔施行期日〕

平成31年4月1日

変更部分の新旧対照表 神戸女子大学学則本文 第2条

新					旧				
第2条 本学において設置する学部、学科及びその収容定員は次のとおりとする。					第2条 本学において設置する学部、学科及びその収容定員は次のとおりとする。				
学部	学科	入学定員	3年次 編入学定員	収容定員	学部	学科	入学定員	3年次 編入学定員	収容定員
文学部		385名		1,540名	文学部		385名		1,540名
	日本語日本文学科	60名		240名		日本語日本文学科	60名		240名
	英語英米文学科	60名		240名		英語英米文学科	60名		240名
	国際教養学科	40名		160名		国際教養学科	40名		160名
	史学科	60名		240名		史学科	60名		240名
	教育学科	165名		660名		教育学科	165名		660名
健康福祉 学部		160名		640名	健康福祉 学部		160名		640名
	社会福祉学科	80名		320名		社会福祉学科	80名		320名
	健康スポーツ栄養学科	80名		320名		健康スポーツ栄養学科	80名		320名
家政学部		230名	10名	940名	家政学部		230名	10名	940名
	家政学科	80名		320名		家政学科	80名		320名
	管理栄養士養成課程	150名	10名	620名		管理栄養士養成課程	150名	10名	620名
看護学部		<u>90名</u>		<u>360名</u>	看護学部		<u>80名</u>		<u>320名</u>
	看護学科	<u>90名</u>		<u>360名</u>		看護学科	<u>80名</u>		<u>320名</u>
<p>2 本学の健康福祉学部社会福祉学科に、介護福祉士養成課程を置く。この養成課程の履修細則は、別に定める。</p> <p>3 本学の文学部教育学科に、保育士養成課程を置く。この養成課程の履修細則は、別に定める。</p> <p>4 本学の家政学部管理栄養士養成課程に、食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成課程を置く。この養成課程の履修細則は、別に定める。</p>					<p>2 本学の健康福祉学部社会福祉学科に、介護福祉士養成課程を置く。この養成課程の履修細則は、別に定める。</p> <p>3 本学の文学部教育学科に、保育士養成課程を置く。この養成課程の履修細則は、別に定める。</p> <p>4 本学の家政学部管理栄養士養成課程に、食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成課程を置く。この養成課程の履修細則は、別に定める。</p>				

追 加

附 則

第1条 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

第2条 この学則の施行日から、平成34年3月31日までの3年間、看護学部看護学科の
収容定員については、本文第2条の規定にかかわらず次のとおりとする。

学科	31年度	32年度	33年度
	収容 定員	収容 定員	収容 定員
看護学科	330名	340名	350名